

(サービス利用料の返金)

採用決定者が、自己都合または貴社の就業規則に基づき解雇に至った場合は、貴社より受領したサービス利用料の一部を、その退職の通知を受けた日から「月末締の翌月末支払い」で貴社に返金するものとする。なお、返金料は下記の返金規定に従うものとする。

■採用決定者が入社から 30 日以内に退社に至った場合・・・サービス利用料の 80%を返金

■採用決定者が入社から 60 日以内に退社に至った場合・・・サービス利用料の 50%を返金

■貴社との話し合いで返金額を決定する場合もある。

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する 処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。